

専決処分の報告について

1 報告件名

板橋区心身障害者自動車燃料費助成及び板橋区福祉タクシー等事業の所得判定の誤りに係る損害賠償額の決定について

2 事故の概要

板橋区心身障がい者自動車燃料費助成及び板橋区福祉タクシー等事業で運用している福祉総合システムのプログラムに誤りがあったため、各業務の受給資格が消滅したことにより、本来交付されるべき燃料費の助成券又は福祉タクシー等の利用券の交付を受けられない者が生じた。

3 専決処分の内容

区は、本事故による損害額に当たる金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者との間に、書面に定めるほか何ら債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

4 示談金額

(1) 板橋区心身障がい者自動車燃料費助成について

金150,000円

※対象者2名について、それぞれの事項に応じ示談した。

(2) 板橋区福祉タクシー等事業について

金108,000円

※対象者2名について、それぞれの事項に応じ示談した。

5 専決処分年月日

令和2年2月20日